

基本計画（営業の許可・認可に係る手続）に関する論点案

<国土交通省>

1. 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律

- ① 住宅建設瑕疵担保保証金の供託等の届出（114,455件）や住宅販売瑕疵担保保証金の供託等の届出（30,034件）は届出件数も多く、また、反復性の高い届出でもあることから、国土交通省として電子申請の仕組を検討する余地はないか。（評価基準4関係、自己点検結果B）

2. 道路運送法

- ② ローカルルールについて、実態把握に取り組むことを計画しているとのことだが、実態把握の結果を踏まえ、審査基準の一層の明確化を図る考えはあるか。審査基準の一層の明確化を図ることにより、新規事業を開始しようとする事業者の予見可能性も高まるのではないか。（注：平成29年10月24日の規制改革推進会議では、規制緩和の要望とともに、国土交通省通達の曖昧さについても指摘されていた。）（評価基準4関係、自己点検結果B）

3. 貨物自動車運送事業法

- ③ 基本計画において「申請書類の様式の統一について、年度内に基本計画に盛り込む」とのことであるが、統一様式の作成から事業者への周知までの具体的なスケジュールはどのように考えているか。（評価基準3-①関係、自己点検結果C）
- ④ 例えば、「一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の届出」は手続件数も多く（182,594件）、また「国土交通省オンライン申請システム」の基盤もあることから、電子申請の導入の検討の余地はあると考えられるが、如何。
また、少なくとも電子メールでの申請受付は考えられないのか。（評価基準4関係、自己点検結果B）

4. 建設業法

- ⑤ 「決算報告」の届出につき、
- (1) 独自様式に沿った形での作成・提出が求められているが、会社法に基づく形式の財務諸表の届出でもって足りないのか。
- (2) 過去3か年分の施工金額等の記載は必要か。行政庁において、過去分は把握しているのではないか。
- (3) 添付書類についても、例えば、納税証明書は必要なのか。決算報告の届出を義務付けている趣旨に照らし、過剰な報告・添付書類となっていないか。
また、建設業許可や経営事項審査等、その他の手続関係書類についても、電子

申請の導入を待たずとも、削減につき検討すべきではないか。(評価基準 1-① 関係、自己点検結果 B)

- ⑥ 決算の報告(44万件/年)や建設業の許可申請(13.5万件/年)は手続件数も多く、電子申請の導入によるメリットは大きいと思われる。現在の基本計画上も電子申請のあり方につき検討する旨の記載があるが、積極的に検討すべきではないか。(評価基準 4 関係、自己点検結果 A)

5. 測量法

- ⑦ 「営業経歴書の届出」(11,242件)は電子申請による届出が可能な一方、実際の利用率は高くないと考えられる(0.36%)。これは、電子証明書の添付を求めていることにも一因があると考えられるが、電子証明書による本人確認を求めている理由は何か。より簡易な方法(例えば、IDとパスワードによる方式)などを検討する余地はないか。(評価基準 1-② 関係、自己点検結果 C)
- ⑧ 営業経歴書などは、測量法に基づき、都道府県庁や地方整備局などにおいて公衆の閲覧に供しているが、注文者の便に資するよう、インターネットでの閲覧に供するようすべきではないか。そのためにも、電子申請を推進すべきではないか。

以上

営業の許可・認可に係る手続の観点別チェックシート

【本資料について】
 ○各省から提出された自己点検結果を、事務局にて取りまとめたもの。今後、（事務局及び）行政手続部会で確認を行う予定。
 ○今回の自己点検は、主に基本計画に記載された内容につき確認したもの。したがって、例えば、既に何らかの取組が行われている項目や、今後何らかの取組を行う予定があるが、基本計画に記載がない項目も、今回の作業では〇に分類されている。

番号	事項名	根拠法令等	条項	オンライン 手続件数	非オンラ イン 手続件数	手続件数計	手続件数 計に占め るオンラ イン手続 きの割合	基本計 画	コスト計 測	1. 提出書類・情 報のスリム化（添 付書類含む）			2. 申請様式の記載方法、 記載内容の使いやすさ／分 かりやすさの改善			3. 書式・様式、運用ルール/標準処理 期間・審査基準の公表等					4. 書類 提出コス トの削減	5. 取組の実効性		
										1-① 提出書 類・情 報の見 直し	1-② 真正 性・本 人確認 の見直 し	2-① 申請様 式のデ ジタル 化	2-② 申請様 式の記 載方法 等の見 直し	2-③ 相談対 応体制 の充実	3-① 書式・ 様式の 統一	3-② ローカ ルルー ル	3-③ 審査基 準の公 表	3-④ 標準処 理期間 の公表	3-⑤ 処理期 間の短 縮・進 捗状況 の情報	4 書類提 出コス トの削 減	5-① 各年度 ごとの 工程	5-② コスト 計測の 精緻化	5-③ 3か年 計画か	
247	建設業の許可	建設業法	第3条 第1項、3 項	0	135,586	135,586	0.00%	○	○	B	C	B	A	C	-	C	A	A	C	A	C	C	A	
248	建設業の許可の変更の届出	建設業法 建設業法施行規則	法第11 条第1項、第 3～5項 法第17 条 規則第7 条の2、第8 条	0	103,003	103,003	0.00%	○	○	B	C	B	A	C	-	-	-	-	-	A	C	C	A	
249	決算報告	建設業法	法第11 条第2 項、第 17条	0	443,051	443,051	0.00%	○	○	B	C	B	A	C	-	-	-	-	-	A	C	C	A	
250	建設業の廃業等の届出	建設業法	法第12 条、第 17条	0	12,154	12,154	0.00%	○	○	B	C	B	A	C	-	-	-	-	-	A	C	C	A	
260	測量業者の登録	測量法	第55条 第1項	1	309	310	0.32%	○		C	C	B	B	C	-	C	A	A	C	B	A	-	A	
261	測量業者の更新の登録	測量法	第55条 第3項	8	1,405	1,413	0.57%	○		C	C	B	B	C	-	C	A	A	C	B	A	-	A	
262	測量業者の変更登録	測量法	第55条 の7第1 項	7	2,947	2,954	0.24%	○		C	C	B	B	C	-	C	A	A	C	B	A	-	A	
263	営業経歴書等の提出	測量法	第55条 の8第1 項	41	11,201	11,242	0.36%	○	○	C	C	B	B	C	-	-	-	-	-	B	A	C	A	

番号	事項名	根拠法令等	条項	オンライン 手続件数	非オンラ イン 手続件数	手続件数計	手続件数 計に占め るオンラ イン手続 きの割合	基本計 画	コスト計 測	1. 提出書類・情 報のスリム化（添 付書類含む）					2. 申請様式の記載方法、 記載内容の使いやすさ／分 かりやすさの改善					3. 書式・様式、運用ルールの一／標準処理 期間・審査基準の公表等					4. 書類 提出コスト の削減	5. 取組の実効性		
										1-① 提出書 類・情 報の見 直し	1-② 真正 性・本 人確認 の見直 し	2-① 申請様 式のデ ジタル 化	2-② 申請様 式の記 載方法 等の見 直し	2-③ 相談対 応体制 の充実	3-① 書式・ 様式の 統一	3-② ローカ ルルー ル	3-③ 審査基 準の公 表	3-④ 標準処 理期間 の公表	3-⑤ 処理期 間の短 縮・進 捗状況 の情報	4 書類提 出コスト の削減	5-① 各年度 ごとの 工程	5-② コスト 計測の 精緻化	5-③ 3か年 計画か					
264	定款等の変更に係る書面の提出	測量法	第55条の8第2項	0	440	440	0.00%	○		C	C	B	B	C	-	-	-	-	-	B	A	-	A					
265	測量業者の廃業等の届出	測量法	第55条の9第1項	0	198	198	0.00%	○		C	C	B	B	C	-	-	-	-	-	B	A	-	A					
317	住宅建設瑕疵担保保証金の供託等の届出	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律	第4条第1項	0	114,455	114,455	0.00%	○	○	B	C	B	B	C	-	-	-	-	-	B	C	C	A					
321	住宅販売瑕疵担保保証金の供託等の届出	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律	第12条第1項	0	30,034	30,034	0.00%	○	○	B	C	B	B	C	-	-	-	-	-	B	C	C	A					
573	一般旅客自動車運送事業の許可	道路運送法	第4条第1項	0	658	658	0.00%	○		C	C	B	B	C	C	B	A	B	B	B	A	-	A					
574	一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金上限の設定及び変更の認可	道路運送法	第9条第1項	0	874	874	0.00%	○		C	C	B	B	C	C	B	A	B	B	B	A	-	A					
575	一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定及び変更の届出	道路運送法	第9条第3項から第5項まで	0	5,076	5,076	0.00%	○		C	C	B	B	C	C	-	-	-	-	B	A	-	A					
576	一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定及び変更の届出	道路運送法	第9条の2第1項	0	1,465	1,465	0.00%	○		C	C	B	B	C	C	-	-	-	-	B	A	-	A					
577	一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定及び変更の認可	道路運送法	第9条の3第1項	0	4,419	4,419	0.00%	○		C	C	B	B	C	C	B	A	B	B	B	A	-	A					
578	一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定及び変更の届出	道路運送法	第9条の3第3項	0	1,939	1,939	0.00%	○		C	C	B	B	C	C	-	-	-	-	B	A	-	A					
579	運送約款の設定及び変更の認可	道路運送法	第11条第1項	0	1,633	1,633	0.00%	○		C	C	B	B	C	C	B	A	B	B	B	A	-	A					
580	一般旅客自動車運送事業の事業計画の変更の認可	道路運送法	第15条第1項	0	5,822	5,822	0.00%	○		C	C	B	B	C	C	B	A	B	B	B	A	-	A					
581	一般旅客自動車運送事業の事業計画の変更の届出	道路運送法	第15条、第15条の2	0	26,972	26,972	0.00%	○	○	C	C	B	B	C	C	-	-	-	-	B	A	C	A					
582	運輸協定の設定及び変更の認可	道路運送法	第19条第1項	0	5,464	5,464	0.00%	○		C	C	B	B	C	C	B	A	B	B	B	A	-	A					

番号	事項名	根拠法令等	条項	オンライン 手続件数	非オンラ イン 手続件数	手続件数計	手続件数 計に占め るオンラ イン手続 きの割合	基本計 画	コスト計 測	1. 提出書類・情 報のスリム化（添 付書類含む）			2. 申請様式の記載方法、 記載内容の使いやすさ／分 かりやすさの改善			3. 書式・様式、運用ルール の統一／標準処理 期間・審査基準の公表等					4. 書類 提出コスト の削減	5. 取組の実効性		
										1-① 提出書類・情 報の見 直し	1-② 真正 性・本 人確認 の見直 し	2-① 申請様 式のデ ジタル 化	2-② 申請様 式の配 置方法 等の見 直し	2-③ 相談対 応体制 の充実	3-① 書式・ 様式の 統一	3-② ローカ ルルー ル	3-③ 審査基 準の公 表	3-④ 標準処 理期間 の公表	3-⑤ 処理期 間の短 縮・進 捗状況 の把握	4 書類提 出コスト の削減	5-① 各年度 ごとの 工程	5-② コスト 計測の 精緻化	5-③ 3か年 計画か	
584	一般旅客自動車運送事業の安全管理規程の設定及び変更の届出	道路運送法	第22条の2第1項	0	461	461	0.00%	○		C	C	B	B	C	C	-	-	-	-	B	A	-	A	
585	一般旅客自動車運送事業の管理の受委託の許可	道路運送法	第35条第1項	0	492	492	0.00%	○		C	C	B	B	C	C	B	A	B	B	B	A	-	A	
586	一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受の認可	道路運送法	第36条第1項	0	196	196	0.00%	○		C	C	B	B	C	C	B	A	B	B	B	A	-	A	
587	一般旅客自動車運送事業の法人の合併又は分割の認可	道路運送法	第36条第2項	0	971	971	0.00%	○		C	C	B	B	C	C	B	A	B	B	B	A	-	A	
589	一般旅客自動車運送事業の休廃止の届出	道路運送法	第38条第1項、第2項	0	168	168	0.00%	○		C	C	B	B	C	C	-	-	-	-	B	A	-	A	
590	特定旅客自動車運送事業の許可	道路運送法	第43条第1項	0	263	263	0.00%	○		C	C	B	B	C	C	B	A	B	B	B	A	-	A	
591	特定旅客自動車運送事業の事業計画の変更の認可	道路運送法	第43条第5項	0	115	115	0.00%	○		C	C	B	B	C	C	B	A	B	B	B	A	-	A	
592	特定旅客自動車運送事業の事業計画の変更の届出	道路運送法	第43条第5項	0	749	749	0.00%	○		C	C	B	B	C	C	-	-	-	-	B	A	-	A	
594	特定旅客自動車運送事業の管理の委託又は休廃止の届出	道路運送法	第43条第5項	0	141	141	0.00%	○		C	C	B	B	C	C	-	-	-	-	B	A	-	A	
606	旅客自動車運送事業者の届出	道路運送法施行規則	第66条	0	3,023	3,023	0.00%	○		C	C	B	B	C	C	-	-	-	-	B	A	-	A	
607	旅客自動車運送事業の事業報告書及び輸送実績報告の提出	旅客自動車運送事業等報告規則	第2条	0	40,822	40,822	0.00%	○	○	C	C	B	B	C	C	-	-	-	-	A	A	C	A	
617	一般貨物自動車運送事業の許可	貨物自動車運送事業法	第3条	0	1,117	1,117	0.00%	○		B	C	B	B	C	C	B	A	B	B	B	A	-	A	
618	一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の認可	貨物自動車運送事業法	第9条第1項	0	9,839	9,839	0.00%	○		B	C	B	B	C	C	B	A	B	B	B	A	-	A	
619	一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の届出	貨物自動車運送事業法	第9条第3項	0	182,594	182,594	0.00%	○	○	B	C	B	B	C	C	-	-	-	-	B	A	C	A	
625	一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの認可	貨物自動車運送事業法	第30条第1項	0	186	186	0.00%	○		B	C	B	B	C	C	B	A	B	B	B	A	-	A	
628	一般貨物自動車運送事業の休止及び廃止の届出	貨物自動車運送事業法	第32条	0	1,648	1,648	0.00%	○		B	C	B	B	C	C	-	-	-	-	B	A	-	A	
637	貨物軽自動車運送事業の経営の届出	貨物自動車運送事業法	第36条第1項前段	0	18,203	18,203	0.00%	○	○	B	C	B	B	C	C	-	-	-	-	B	A	C	A	

番号	事項名	根拠法令等	条項	オンライン 手続件数	非オンラ イン 手続件数	手続件数計	手続件数 計に占め るオンラ イン手続 きの割合	基本計 画	コスト計 測	1. 提出書類・情 報のスリム化（添 付書類含む）					2. 申請様式の記載方法、 記載内容の使いやすさ／分 かりやすさの改善					3. 書式・様式、運用ルールの一/標準処理 期間・審査基準の公表等					4. 書類 提出コス トの削減	5. 取組の実効性		
										1-① 提出書 類・情 報の見 直し	1-② 真正 性・本 人確認 の見直 し	2-① 申請様 式のデ ジタル 化	2-② 申請様 式の記 載方法 等の見 直し	2-③ 相談対 応体制 の充実	3-① 書式・ 様式の 統一	3-② ローカ ルルー ル	3-③ 審査基 準の公 表	3-④ 標準処 理期間 の公表	3-⑤ 処理期 間の短 縮・進 捗状況 の情報	4 書類提 出コス トの削 減	5-① 各年度 ごとの 工程	5-② コスト 計測の 精緻化	5-③ 3か年 計画か					
638	貨物軽自動車運送事業の 届出事項の変更の届出	貨物自動車運送事業法	第36条 第1項 後段	0	34,335	34,335	0.00%	○	○	B	C	B	B	C	C	-	-	-	-	B	A	C	A					
639	貨物軽自動車運送事業の 廃止、譲渡及び承継の届出	貨物自動車運送事業法	第36条 第3項	0	10,659	10,659	0.00%	○	○	B	C	B	B	C	C	-	-	-	-	B	A	C	A					
648	一般貨物自動車運送事業 者等による届出 （1）運輸開始（一般、 特定） （2）事業の譲渡・譲 受、法人の合併・分割の 終了（一般） （3）事業の再開（一 般、特定） （4）命令の実施（全） （5）事業者の氏名等 の変更、法人の役員等 の変更（一般、特定） （6）運送需要者の氏 名等の変更 （7）名称等の変更（地 方貨物自動車運送適正 化事業実施機関、全国貨物	貨物自動車運送事業法施行規則	第44条 第1項	0	7,644	7,644	0.00%	○		B	C	B	B	C	C	-	-	-	-	B	A	-	A					
649	事業報告書及び事業実績 報告書の提出	貨物自動車運送事業報告 規則 <貨物自動車運送事業法 >	第2条 第1項	0	37,653	37,653	0.00%	○	○	B	C	B	B	C	C	-	-	-	-	B	A	C	A					
650	一般貨物自動車運送事 業、特定貨物自動車運 送事業及び貨物軽自動車 運送事業の運賃及び料金の 届出	貨物自動車運送事業報告 規則 <貨物自動車運送事業法 >	第2条 の2	0	17,972	17,972	0.00%	○	○	B	C	B	B	C	C	-	-	-	-	B	A	C	A					

個別事情の説明シート

資料4-2

番号	根拠法令等	説明欄 (A、B評価の取組を行うことが困難な手続について、その理由・事情。基本計画に記載されていないが、説明したい事項がある手続等)
247	建設業法	<p>1-②：法令で定められている様式において、押印が義務づけられている。 2-③：申請に対する相談対応については、従前より許可行政庁において窓口や電話等により実施している。 3-②：許可要件については法令により定められている。 3-⑤：処分に対する進捗状況については、お問い合わせがあれば現時点においても情報提供を行っている。 5-①：年度内の基本計画を見直すまでの間に、具体的な工程が固まっていた場合には、基本計画の見直し時に反映する。 5-②：年度内の基本計画を見直すまでの間に、具体的な工程が固まっていた場合には、基本計画の見直し時に反映する。 5-③：基本的には3か年での計画と考えているが、例えば電子申請化については、来年度予算要求をして電子申請化に向けた検討を行うこととしており、その結果を踏まえ導入する場合には、その後システムの構築等に時間を要する。そのため、一部の取り組みについては3年超となる可能性はある。</p>
248	建設業法 建設業法施行規則	<p>1-②：法令で定められている様式において、押印が義務づけられている。 2-③：届出に対する相談対応については、従前より許可行政庁において窓口や電話等により実施している。 5-①：年度内の基本計画を見直すまでの間に、具体的な工程が固まっていた場合には、基本計画の見直し時に反映する。 5-②：年度内の基本計画を見直すまでの間に、具体的な工程が固まっていた場合には、基本計画の見直し時に反映する。 5-③：基本的には3か年での計画と考えているが、例えば電子申請化については、来年度予算要求をして電子申請化に向けた検討を行うこととしており、その結果を踏まえ導入する場合には、その後システムの構築等に時間を要する。そのため、一部の取り組みについては3年超となる可能性はある。</p>
249	建設業法	<p>1-②：法令で定められている様式において、押印が義務づけられている。 2-③：届出に対する相談対応については、従前より許可行政庁において窓口や電話等により実施している。 5-①：年度内の基本計画を見直すまでの間に、具体的な工程が固まっていた場合には、基本計画の見直し時に反映する。 5-②：年度内の基本計画を見直すまでの間に、具体的な工程が固まっていた場合には、基本計画の見直し時に反映する。 5-③：基本的には3か年での計画と考えているが、例えば電子申請化については、来年度予算要求をして電子申請化に向けた検討を行うこととしており、その結果を踏まえ導入する場合には、その後システムの構築等に時間を要する。そのため、一部の取り組みについては3年超となる可能性はある。</p>
250	建設業法	<p>1-②：法令で定められている様式において、押印が義務づけられている。 2-③：届出に対する相談対応については、従前より許可行政庁において窓口や電話等により実施している。 5-①：年度内の基本計画を見直すまでの間に、具体的な工程が固まっていた場合には、基本計画の見直し時に反映する。 5-②：年度内の基本計画を見直すまでの間に、具体的な工程が固まっていた場合には、基本計画の見直し時に反映する。 5-③：基本的には3か年での計画と考えているが、例えば電子申請化については、来年度予算要求をして電子申請化に向けた検討を行うこととしており、その結果を踏まえ導入する場合には、その後システムの構築等に時間を要する。そのため、一部の取り組みについては3年超となる可能性はある。</p>
260	測量法	<p>1-①：提出書類は現状でも必要最小限となっている 1-②：法令で定められている様式において、押印が義務づけられている。 2-③：申請に対する相談対応については、従前より登録行政庁において窓口や電話等により実施している。 3-②：登録要件については法令により定められている。 3-⑤：処分に対する進捗状況については、お問い合わせがあれば現時点においても情報提供を行っている。 5-①：年度内の基本計画を見直すまでの間に、具体的な工程が固まっていた場合には、基本計画の見直し時に反映する。</p>
261	測量法	<p>1-①：提出書類は現状でも必要最小限となっている 1-②：法令で定められている様式において、押印が義務づけられている。 2-③：申請に対する相談対応については、従前より登録行政庁において窓口や電話等により実施している。 3-②：登録要件については法令により定められている。 3-⑤：処分に対する進捗状況については、お問い合わせがあれば現時点においても情報提供を行っている。 5-①：年度内の基本計画を見直すまでの間に、具体的な工程が固まっていた場合には、基本計画の見直し時に反映する。</p>

262	測量法	<p>1-①: 提出書類は現状でも必要最小限となっている</p> <p>1-②: 法令で定められている様式において、押印が義務づけられている。</p> <p>2-③: 申請に対する相談対応については、従前より登録行政庁において窓口や電話等により実施している。</p> <p>3-②: 登録要件については法令により定められている。</p> <p>3-⑤: 処分に対する進捗状況については、お問い合わせがあれば現時点においても情報提供を行っている。</p> <p>5-①: 年度内の基本計画を見直すまでの間に、具体的な工程が固まっていた場合には、基本計画の見直し時に反映する。</p>
263	測量法	<p>1-①: 提出書類は現状でも必要最小限となっている</p> <p>1-②: 法令で定められている様式において、押印が義務づけられている。</p> <p>2-③: 申請に対する相談対応については、従前より登録行政庁において窓口や電話等により実施している。</p> <p>3-②: 登録要件については法令により定められている。</p> <p>5-①: 年度内の基本計画を見直すまでの間に、具体的な工程が固まっていた場合には、基本計画の見直し時に反映する。</p> <p>5-②: 年度内の基本計画を見直すまでの間に、具体的な工程が固まっていた場合には、基本計画の見直し時に反映する。</p>
264	測量法	<p>1-①: 提出書類は現状でも必要最小限となっている</p> <p>1-②: 法令で定められている様式において、押印が義務づけられている。</p> <p>2-③: 申請に対する相談対応については、従前より登録行政庁において窓口や電話等により実施している。</p> <p>3-②: 登録要件については法令により定められている。</p> <p>5-①: 年度内の基本計画を見直すまでの間に、具体的な工程が固まっていた場合には、基本計画の見直し時に反映する。</p>
265	測量法	<p>1-②: 法令で定められている様式において、押印が義務づけられている。</p> <p>2-③: 申請に対する相談対応については、従前より登録行政庁において窓口や電話等により実施している。</p> <p>3-②: 登録要件については法令により定められている。</p> <p>5-①: 年度内の基本計画を見直すまでの間に、具体的な工程が固まっていた場合には、基本計画の見直し時に反映する。</p>
317	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律	<p>1-②: 法令で定められている様式において、押印が義務づけられている。</p> <p>2-③: 申請に対する相談対応については、従前より本省担当部局及び許可行政庁において窓口や電話等により実施している。</p> <p>5-①: 年度内の基本計画を見直すまでの間に、具体的な工程が固まっていた場合には、基本計画の見直し時に反映する。</p> <p>5-②: 年度内の基本計画を見直すまでの間に、具体的な工程が固まっていた場合には、基本計画の見直し時に反映する。</p> <p>5-③: 基本的には3か年での計画と考えている。</p>
321	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律	<p>1-②: 法令で定められている様式において、押印が義務づけられている。</p> <p>2-③: 申請に対する相談対応については、従前より本省担当部局及び許可行政庁において窓口や電話等により実施している。</p> <p>5-①: 年度内の基本計画を見直すまでの間に、具体的な工程が固まっていた場合には、基本計画の見直し時に反映する。</p> <p>5-②: 年度内の基本計画を見直すまでの間に、具体的な工程が固まっていた場合には、基本計画の見直し時に反映する。</p> <p>5-③: 基本的には3か年での計画と考えている。</p>
573	道路運送法	<p>1-①: 現時点で削減対象とする書類・情報の特定しておらず、年度内に基本計画の見直しを行う。</p> <p>1-②: 過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。</p> <p>2-③: 相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。</p> <p>3-①: 申請書類の様式の統一について、実態を把握し、必要に応じて年度内に基本計画に盛り込む。</p>
574	道路運送法	<p>1-①: 現時点で削減対象とする書類・情報の特定しておらず、年度内に基本計画の見直しを行う。</p> <p>1-②: 過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。</p> <p>2-③: 相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。</p> <p>3-①: 申請書類の様式の統一について、実態を把握し、必要に応じて年度内に基本計画に盛り込む。</p>
575	道路運送法	<p>1-①: 現時点で削減対象とする書類・情報の特定しておらず、年度内に基本計画の見直しを行う。</p> <p>1-②: 過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。</p> <p>2-③: 相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。</p> <p>3-①: 申請書類の様式の統一について、実態を把握し、必要に応じて年度内に基本計画に盛り込む。</p>
576	道路運送法	<p>1-①: 現時点で削減対象とする書類・情報の特定しておらず、年度内に基本計画の見直しを行う。</p> <p>1-②: 過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。</p> <p>2-③: 相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。</p> <p>3-①: 申請書類の様式の統一について、実態を把握し、必要に応じて年度内に基本計画に盛り込む。</p>

590	道路運送法	<p>1-①：現時点で削減対象とする書類・情報の特定しておらず、年度内に基本計画の見直しを行う。</p> <p>1-②：過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。</p> <p>2-③：相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。</p> <p>3-①：申請書類の様式の統一について、実態を把握し、必要に応じて年度内に基本計画に盛り込む。</p>
591	道路運送法	<p>1-①：現時点で削減対象とする書類・情報の特定しておらず、年度内に基本計画の見直しを行う。</p> <p>1-②：過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。</p> <p>2-③：相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。</p> <p>3-①：申請書類の様式の統一について、実態を把握し、必要に応じて年度内に基本計画に盛り込む。</p>
592	道路運送法	<p>1-①：現時点で削減対象とする書類・情報の特定しておらず、年度内に基本計画の見直しを行う。</p> <p>1-②：過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。</p> <p>2-③：相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。</p> <p>3-①：申請書類の様式の統一について、実態を把握し、必要に応じて年度内に基本計画に盛り込む。</p>
594	道路運送法	<p>1-①：確認・判断に必要最低限の書類のみを求めていることから、事業者から要望がない限りは、基本計画を見直す予定はない。</p> <p>1-②：過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。</p> <p>2-③：相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。</p> <p>3-①：申請書類の様式の統一について、実態を把握し、必要に応じて年度内に基本計画に盛り込む。</p>
606	道路運送法施行規則	<p>1-①：現時点で削減対象とする書類・情報の特定しておらず、年度内に基本計画の見直しを行う。</p> <p>1-②：過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。</p> <p>2-③：相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。</p> <p>3-①：申請書類の様式の統一について、実態を把握し、必要に応じて年度内に基本計画に盛り込む。</p>
607	旅客自動車運送事業等報告規則	<p>1-①：現時点で削減対象とする書類・情報の特定しておらず、年度内に基本計画の見直しを行う。</p> <p>1-②：過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。</p> <p>2-③：相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。</p> <p>3-①：申請書類の様式の統一について、実態を把握し、必要に応じて年度内に基本計画に盛り込む。</p>
617	貨物自動車運送事業法	<p>1-②：過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。</p> <p>2-③：相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。</p> <p>3-①：申請書類の様式の統一について、年度内に基本計画に盛り込む。</p>
618	貨物自動車運送事業法	<p>1-②：過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。</p> <p>2-③：相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。</p> <p>3-①：申請書類の様式の統一について、年度内に基本計画に盛り込む。</p>
619	貨物自動車運送事業法	<p>1-②：過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。</p> <p>2-③：相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。</p> <p>3-①：申請書類の様式の統一について、年度内に基本計画に盛り込む。</p> <p>5-②：事業者からのヒアリングを踏まえ、計測に必要な工程を把握していく。</p>
625	貨物自動車運送事業法	<p>1-②：過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。</p> <p>2-③：相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。</p> <p>3-①：申請書類の様式の統一について、年度内に基本計画に盛り込む。</p>

628	貨物自動車運送事業法	1-②：過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。 2-③：相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。 3-①：申請書類の様式の統一について、年度内に基本計画に盛り込む。
637	貨物自動車運送事業法	1-②：過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。 2-③：相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。 3-①：申請書類の様式の統一について、年度内に基本計画に盛り込む。 5-②：事業者からのヒアリングを踏まえ、計測に必要な工程を把握していく。
638	貨物自動車運送事業法	1-②：過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。 2-③：相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。 3-①：申請書類の様式の統一について、年度内に基本計画に盛り込む。 5-②：事業者からのヒアリングを踏まえ、計測に必要な工程を把握していく。
639	貨物自動車運送事業法	1-②：過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。 2-③：相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。 3-①：申請書類の様式の統一について、年度内に基本計画に盛り込む。 5-②：事業者からのヒアリングを踏まえ、計測に必要な工程を把握していく。
648	貨物自動車運送事業法施行規則	1-②：過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。 2-③：相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。 3-①：申請書類の様式の統一について、年度内に基本計画に盛り込む。
649	貨物自動車運送事業報告規則 <貨物自動車運送事業法>	1-②：過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。 2-③：相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。 3-①：申請書類の様式の統一について、年度内に基本計画に盛り込む。 5-②：事業者からのヒアリングを踏まえ、計測に必要な工程を把握していく。
650	貨物自動車運送事業報告規則 <貨物自動車運送事業法>	1-②：過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。 2-③：相談対応体制の充実について、年度内に基本計画に盛り込む。 3-①：申請書類の様式の統一について、年度内に基本計画に盛り込む。 5-②：事業者からのヒアリングを踏まえ、計測に必要な工程を把握していく。